

大学通学開始前 2 週間の自宅待機の撤廃について

令和 2 年 9 月 30 日

山口県立大学長 加登田恵子

令和 2 年 8 月 7 日付「夏季休業期間及び後期の新型コロナウイルス感染症対策について」において、夏季休業中を帰省先で過ごす学生の皆様には、対面授業やその他活動等で大学へ通学する必要がある場合には少なくとも 2 週間前までに自宅（アパート等）に戻り、健康観察を行っていただく ようお願いしていましたが、令和 2 年度後期の開始に際してこの取扱いを撤廃（※） することとしましたので、お知らせします。

（※履修する科目によっては、実習先からの制限によって県外移動者に対する 2 週間前の自宅待機等を求められる場合がありますので、担当教員の指示に従ってください。）

なお、今後も県をまたいだ市町等への不要不急の外出は控える ようにし、特に感染が拡大し流行している地域との安易な往来は、強く自粛をお願いします。

【参考】令和 2 年 8 月 7 日付「夏季休業期間及び後期の新型コロナウイルス感染症対策について」（抜粋）

1. 夏季休業期間中の過ごし方について

(1) 生活の拠点

全国的に新型コロナウイルス感染症罹患者が増加している現状を踏まえ、学生の皆さん一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが最も重要です。自宅（アパート等）や帰省先など、夏季休業中の生活の拠点を定め、県をまたいだ市町等への不要不急の外出は控える ようにしてください。特に、感染が拡大し流行している地域との安易な往来は、強く自粛をお願いします。

なお、帰省先で過ごす方で、対面授業やその他の活動等で大学へ通学する必要がある場合には、少なくともその 2 週間前までに自宅（アパート等）に戻り、健康観察を行ってください。

※下線部が今回撤廃される取扱いの部分です。